

販売金融機関	新光証券株式会社
販売開始日	平成 20 年 12 月 1 日
販売商品の名称	(無配当) 一時払変額年金保険 (08)C 型 販売名称は「ワンモアポケット」
販売商品の特長	<p>年金の種類は特別勘定終身年金となり、以下の特長があります。</p> <p>はやめに、ずっと受け取れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約日より最短 1 年、最長 10 年後から、年金受取を開始できます。 ■ 年金支払開始日以後は終身にわたって年金を受取れます。年金受取期間中に積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存されている限り、年金を受け取ることができます。 <p>年金額と死亡保障がステップアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ バランス型特別勘定で運用します。 ■ 運用実績に応じてステップアップ金額(※)が切り上がると、年金額も一定の割合（基本給付金額の 0.5% ずつ）でステップアップします。 （*積立金がなくなった場合は、以後ステップアップしません。） ■ 被保険者に万が一のことがあった場合も、据置（運用）期間中の死亡給付金額はステップアップ金額が、また、年金受取期間中の死亡一時金の額はステップアップ金額から既払年金合計額を差し引いた額が、最低保証されます。（*死亡日の積立金額がなく、既払年金合計額がステップアップ金額を上回っている場合は、死亡一時金はありません。） <p>契約初期費用 0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時に控除される費用はございません。（*ただし、契約日より 7 年未済に解約・一部解約などをされた場合は、解約控除がかかります。） <p>※ステップアップ金額は、積立金額（年金支払開始日以後は、積立金額と既払年金合計額を合算した額）が基本給付金額の 110%・120%・130%・140%・150%に到達するごとに自動的に切り上がります。</p>

【ご確認いただきたい重要な事項】

この保険に関する重要な事項について、以下ご一読の上ご留意ください。

□ 投資リスクについて

この保険は、年金額、給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減するしくみの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金等のお受取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。

□ 諸費用について

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

据置（運用）期間中 および特別勘定終身 年金の年金受取期間中	保険契約 関連費用	特別勘定の資産総額に対し年率 2.90%を、日割りで毎日控除します。
	資産運用 関連費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対し年率 0.315%（税込）を、信託報酬として日割りで毎日控除します。*1
解約・一部解約・年金の 一括受取を行う場合	解約控除	契約日からの経過年数に応じて、基本給付金額(*2)に対し 7.0%～1.0% (*3) を、解約・一部解約・年金の一括受取時に積立金から控除します。
定額の年金受取期間中 （年金種類を変更した 場合） 遺族年金受取期間中	年金管理費	支払年金額に対し 1.0%を年金支払日に控除します。

*1: その他お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。

*2: 一部解約の場合、基本給付金額に一部解約日の翌営業日の積立金額に対する一部解約請求額の割合を乗じた額となります。

*3: 解約控除率は契約日から解約日・一部解約日・年金の一括受取請求受付日までの経過年数によって異なります。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」などをご確認ください。

□ その他ご留意いただきたい事項について

- この保険では、「死亡給付金額」や「お受取りになる年金の総額と死亡一時金の額の合計額」について最低保証がありますが、年金の種類を変更した場合や年金の一括受取を行った場合には最低保証がありません。
- 契約日から7年未満に解約・一部解約などをされた場合、解約控除がかかります。
- ご契約の解約・一部解約を行った場合、解約返戻金には最低保証はありません。

以上